

このページでは、町が取り組む事業の一部を掲載しています。

平成 28 年度に実施する事業の詳細につきましては、「平成 28 年度町政執行方針」「平成 28 年度教育行政執行方針」「平成 28 年度安平町の予算」をご覧ください。

快適で安全・安心な住環境を求めの方を支援

住宅リフォーム費用助成事業

申込期間：8月15日まで



町では、町民の皆さんやこれから安平町に移住される方が、自ら所有している住宅のリフォーム費用の一部を助成します。

詳細はお問い合わせください。(申込み・問合せ 施設課施設グループ ☎ 2516)

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する方、または安平町に移住をされる方 ・5年以上居住することを確約できる方 ・町税等を滞納していない方 ・暴力団等に属していない方
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー改修工事（通路幅拡張、浴室・トイレ改良、段差解消など） ・耐震補強工事（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅） ・町が定める基準以上の断熱・省エネ改修工事
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・町内にある専用・併用住宅 ・築後 10 年を経過している住宅 ・建築基準法等を遵守している住宅 ・町内の業者がリフォームする住宅
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事の税込額が 10 万円以上のリフォームの 2 分の 1（最高 150 万円） ・18 歳以下の子の人数によって助成額を加算（上限あり）

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅は、耐震一般診断で総合評価 1.0 以上であること、または、耐震補強工事により総合評価 1.0 以上とすること

【対象とならない工事】 下記は対象とならない工事の一部です。詳しくはお問い合わせください。
単なる屋根・壁の塗装や張り替えや住宅の解体、給湯ボイラー等の機械設備、設計費など



環境に配慮した生活を支援

太陽光発電システム設置補助事業

随時受付

東日本大震災発生後、災害時の停電による自然エネルギーの活用が進んでいます。町では、個人の住宅に太陽光発電システムを設置する費用の補助を実施しています。

詳細はお問い合わせください。(問合せ 住民生活課 ☎ 2940)

対象者	<ol style="list-style-type: none"> ①町内に住所を有する方、または転入を予定している方 ②住宅を新築する方、または既存の住宅に新たに設置する方 ③設置者及び同居の家族が町税等の滞納をしていないこと ④補助の申し込みを行う年度に工事請負契約を締結し、当該年度の 12 月末までにシステムを設置する方 ⑤その他、町が規定する要件を満たす方
補助金額	対象システムの発電最大出力値に、1 kW あたり 35,000 円を乗じて得た額。 (上限 14 万円)
申請先	住民生活課住民生活グループ（早来庁舎） 健康福祉課福祉・住民サービスグループ（追分庁舎）